# 第10回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議 (新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時:令和2年5月5日(火)17:00~17:45

場所:第三応接室

#### ○坂本危機管理局次長

ただ今から、第10回、通算17回目の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議、新型インフルエンザ等対策本部会議を開催いたします。

本日の会議より3密の回避を徹底するため、出席者を限定したほか、各出席者の間隔を広くとってございます。

また、換気のため、窓、ドアを開け放しておりますので、御協力方、お願いいたします。 また、本日は、青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、萱場会長にオブザーバーとして御出席いただいております。

本日の手話通訳者は、障害福祉課手話通訳者 山上美紀さんと、障害福祉課主査 長尾和歌子さんであります。

はじめに、これまでの対応状況等につましてき統括調整部長から説明がございます。

### ○貝守統括調整部長

これまでの対応状況について説明します。

まず、本日の対策本部の開催趣旨でありますが、新型コロナウイルス感染症緊急事態措置 を実施すべき期間の延長及び政府の基本的対処方針の変更を踏まえた対応の確認というふう なことでございます。

具体的には、新型コロナウイルス感染症対策に関する青森県対処方針の変更について、そ して緊急事態措置の変更についてであります。

発生状況等につきましては、後ほど健康福祉部から説明があります。

県の対応等でございますが、2ページをお開きいただきたいと思います。

対策本部、各部の対応については、アンダーラインを引いてあるところが前回本部会議からの追加変更になっているところです。

主なものにつきましては、後ほど、各部より説明があります。

この資料につきましては以上であります。

続きまして、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長という表題がついた資料 を御覧いただきたいと思います。

1枚おめくりいただきますと、国の政府の対策本部の基本的対処方針がございます。

これが、5月4日付けで変更になっております。

主な内容について説明します。

2ページでございます。

2ページの下ですけども、緊急事態措置の期限の延長の理由が書かれてあります。これまで全都道府県を緊急事態措置の対象として、その実施すべき期間として5月6日までとしていたところでございますが、その後、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の一丸となった取組により、全国の実効再生産数は1を下回っており、新規報告数はオーバーシュートを免れ、減少傾向に転じるという、一定の成果が表れ始めている。一方で全国の新規報告数は未だ200人程度の水準となっており、引き続き医療提供体制がひっ迫している地域も見られることから、当面、新規感染者を減少させる取組を継続する必要があるほか、地域や全国で再度感染が拡大すれば、医療提供体制への更なる負荷が生じる恐れがある。このため、引き続き県、都道府県を緊急事態措置の対象とし、その措置を実施すべき期間を5月31日まで延長するとなっているところでございます。

次に6ページをお開きいただきたいと思います。

6行目のところからですけども、特定警戒都道府県とそれ以外の特定都道府県の取扱いについて書かれてあります。

特定警戒都道府県とそれ以外の都道府県では、感染の状況等が異なることから、特定警戒 都道府県においては、引き続きこれまでと同様の取組が必要である一方、それ以外の特定都 道府県においては、県下における感染の状況を踏まえつつ、3つの密の回避を中心としたよ り社会、経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していくこととする、とさ れております。

続きまして、10ページから新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項ということが書かれてあります。

13ページでございますが、まん延防止ですが、まず(1)外出の自粛で①特定警戒都道府県は、引き続き法第45条第1項に基づく外出の自粛について協力の要請を行うものとする。

その際、不要不急の帰省や旅行など、都道府県を跨いで人が移動することはまん延防止の 観点から極力避けるよう住民に促す。

また、現にクラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢 等を問わず外出を自粛するよう促すとされております。

②番、特定警戒都道府県以外の特定都道府県でありますが、これについては、①の法第4 5条第1項に基づく外出の自粛についての協力要請を行うとはされていないところであります。

14ページに飛んでいただきまして一番上ですが、3つの密を徹底的に避けるとともに、 手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を 予防する新しい生活様式の徹底を住民に求めていくものとするとされているところでござい ます。

(2)のちょっと上のところですが、なお、仮に再度感染の拡大傾向が認められる地域については、必要に応じて上記①、これは特定警戒都道府県でございますけども、それと同様の行動制限を求めることを検討するとなっているところです。

(2) 催し物の開催制限については、クラスターが発生する恐れがある催し物や3つの密のある集まりについては、開催の自粛の要請等を行うものとする。

なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については適切に対応するとされているところです。

(3)施設の使用制限等、いわゆる休業要請でございますが、①特定警戒都道府県は、法 24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、感染の拡大に繋がるおそれのある施設の使 用制限の要請等を行うものとするとなっているところです。

15ページ飛んでいただきまして②番、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、この施設の使用制限の要請等については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じ判断を行うものとするというふうになっております。

そして、クラスターが多数発生しているような施設や3つの密のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設の使用制限の要請等を行うことを検討する。

一方で、クラスターの発生が見られない施設については、3つの密を徹底的に避けること。室内の換気や人と人との距離を適切に取ることなどをはじめとして、基本的な感染対策の徹底等を行うことについて、施設管理者に対して強く働きかけを行うものとするとなっております。

真ん中より下、③番、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めるとされております。

(4) 職場への出勤等については、17ページ、②番、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、以下の取組を行うよう働きかけるものとするとなっておりますが、引き続きテレワークを推進するとともに、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進することとなっております。

次の基本的対処方針の変更の主につきましては、ただ今、説明したとおりでございます。 以上です。

#### ○坂本危機管理局次長

続きまして、感染症の状況などについて、健康福祉部長から説明があります。

### ○有賀健康福祉部長

健康福祉部です。

右肩に健康福祉部としてある資料を御覧ください。

県内の発生状況、感染者の状況ですが、5月4日時点で感染者26名でありまして、そのうち16名の方が退院されております。

26例の所管保健所別内訳等は、お示ししているとおりでございます。

検査ですけども、5月4日までに710件実施しております。

相談センターの相談件数については、3枚目の別紙にございますので、後ほど御参照ください。

おめくりいただきまして、医療提供体制等ということですが、まずPCR検査体制の整備について御報告いたします。

行政検査の民間委託ということでは、県環境保健センターでの検査をこれまでどおり、主体はこちらなんですけども、この検体数がこれから増加していくことに備えまして、民間検査機関でPCR検査を実施する体制というのも整備しております。

また、保険適用制度を活用した検査ですけども、帰国者・接触者外来等による民間検査機関等を活用したPCR体制を整備して拡充を今、進めているところであります。

入院病床の確保状況ですけども、元々感染症病床自体は29床でございましたが、それ以外での受入可能病床数というところで、トータル、今のところは病床99床を確保しているところであります。

次に宿泊利用の状況なんですけども、こちらは、無症状者等を対象とした宿泊療養を実施する場所ということで、青森市内のホテルを確保いたしまして、今月の上旬から開始できるべく準備しております。

今後も発生状況に応じて、これ以外の宿泊療養を行える施設の確保についても進めて参り たいと考えております。

御報告は以上です。

# 〇坂本危機管理局次長

続きまして、県の対処方針の変更等について、再び統括調整部長、お願いいたします。

## ○貝守統括調整部長

新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針という表題が書かれている資料を御覧ください。

令和2年5月5日、本日付で変更したいと考えております。

この対処方針の主な変更点について御説明します。

2番目の基本目標については変更がございません。

3番目の重点対策ですが、これは、これまでは、ゴールデンウイーク期間中の接触機会の 低減ということを重点対策として掲げていたところですが、今回の変更で事態の長期化を見 据えた継続的かつ持続可能な感染予防対策の実施としたところでございます。

4番目、全般的な方針でありますが、4つ目、まん延防止策を講じるにあたっては、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着を図りながら、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組をしていくという項目を追加しております。

緊急事態措置の内容、次のページ、2ページですけども、5月31日までの間、青森県全域を対象にあらゆる場面で3つの密を避ける等の緊急事態措置を実施するということであります。

この内容につきましては、後ほど説明いたします。

それから、6番目、対策実施に関する重要事項でありますが、主な変更点としては、

(3) まん延防止の①番、感染拡大を予防する新たな生活様式の定着、徹底を図るというものが新規で追加になっております。

主な変更は以上であります。

5ページをおめくりいただいて、これは、緊急事態措置の内容であります。

区域は青森県全域、期間は令和2年5月7日から5月31日までということになっております。

実施内容につきましては、これまでの取組と今後の取組を比較した表がこの資料の後に付いていると思います。それを御覧いただきたいと思います。

緊急事態措置の変更という表題がありますが、本県における現在の感染患者発生状況、医療提供体制等を踏まえるとともに、対応の長期化を見据え、下記のとおり緊急事態措置を見直します。

そして、市中感染の発生など、大きな状況変化があった場合には、緊急事態措置の更なる 見直し等も含め、必要な対策を迅速に講じていくとしております。

左がこれまでの取組であります。

これまでの取組で1番、不要不急の外出を自粛するよう要請。これにつきましては、見直 ししております。

それから、大型連休中における都道府県を跨いだ不要不急の移動を自粛するよう要請。これは、連休が終わりますことから終了であります。

3番目につきましては、今後の取組の7番目で継続であります。

4番目、在宅勤務等でありますが、これも継続しております。

5番目、繁華街の接待を伴う飲食店への外出について自粛するよう協力要請するというのは、これは、今後の取組の1番と2番の方の内容で見直ししております。

6番目は継続してあります。

7番目も継続、8番目も継続。

9番目、これにつきましては、1番目の不要不急の外出を自粛。それと、休業要請と連動 するものでございますので終了であります。

そして、その下、施設の使用停止の要請等、いわゆる休業要請でありますが、これにつきましては、施設の使用停止の要請等については終了。適切な感染防止対策の協力要請については、見直ししていくこととしております。

今後の取組を御説明します。

5月7日から5月31日までの期間であります。

まず、基本的な方針として、外出の際には人混みを避けるとともに、マスクを着用し、人 との適切な距離を保つなど、ソーシャルディスタンシングの考え方を取り入れることを中心 に据え、あらゆる場面において3つの密を避けること等について協力を要請するものであり ます。

1、イベント会議、スポーツ、夜間の外食等も含め、あらゆる場面において密閉、密集、 近距離での会話といった3つの密を避けることの徹底について協力を要請。 さらに3つの密が重ならない場合でも感染リスクを低減するため、できるだけゼロ密を目指すよう協力を要請。

2つ目、大勢の人が集まる場所をはじめ、3つの密が重なる場所、これは施設、店舗等を 含みます。そうした場所への外出を控えるとともに、外出時はマスクを着用し、人との適切 な距離を保つよう協力を要請。

3番目、営業等を行う全ての施設、店舗、事業等に対して、適切な感染防止対策について協力を要請。適切な感染防止対策につきましては、この青森県対処方針の綴りの一番最後のページ、6ページの方に添付してありますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

4番目、買い物、飲食や施設の利用等の際には、各施設店舗等が実施する感染防止の取組 みに協力するよう要請。

そして5番目、在宅勤務、時差出勤や自転車通勤等、人との接触を低減する工夫をするよう、協力を要請。

6番目、手洗い、咳エチケットの徹底、風邪のような症状がある場合には会社等を休むなど、拡散防止に繋がる行動について協力を要請というふうなことで、これがあらゆる場面にいて3つの密を避けること等についての協力の要請でございます。

7番目は、不要不急の帰省や旅行など、都道府県を跨いだ移動は極力控え、特に感染がま ん延する特定警戒都道府県との往来について自粛するよう、協力を要請。

8番目、特定警戒都道府県から移動してきた方は、2週間は不要不急の外出を自粛し、毎日検温するなど、健康観察するよう協力を要請。

9番目、感染が疑われる症状が出た場合には、医療機関を受診する前にまずは保健所に設置している帰国者・接触者相談センターに事前に連絡をすることについて協力を要請、というふうなことにしております。

説明は以上です。

# ○坂本危機管理局次長

ここで青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 萱場会長から報告がございます。

### ○萱場会長

専門家会議の萱場でございます。

専門家会議の方で意見をまとめましたので簡単に御紹介申し上げます。

最初に感染者発生状況に関する評価でございますけども、本県におきましては、4月28日までに26例の感染者が発生しております。

人口あたりの感染者数は、他県に比べましてかなり少ない状況で推移しております。

また、発生の方におきましても、4月12日から26日まで2週間にわたって発生がない 時期が継続するなど、発生に関しては、持続的な発生ではないというふうに見られる。

4月27日以降、新規感染者においてもクラスターが見られましたけども、完全に感染経路の追えたケースのみでございました。

PCR検査は、昨日までで累計710件、陽性が26例でございますので、陽性率3.7%ということで、こちらの方も継続的に増加は見られていない状況が続いております。

以上のことから、本県では感染者発生は、市中感染による感染拡大を示す兆候は見られていないと判断することができると思います。

また、感染者の濃厚接触者の経過観察もしっかりとされており、まずもって封じ込めが成功していると考えられます。

ただし、大型連体には人の移動に伴いまして、県内の持ち込み、あるいは県外からの持ち帰りが発生する危険がございますので、今後2週間程度、感染症の発生に注意しながら警戒をしていく必要があるというふうに思われます。

また、全国的に院内感染の発生事例が増加しておりまして、特に医療機関、あるいは介護施設等への持ち込みに注意をする必要があると思われます。

次に緊急事態措置に関する助言でございます。

市中感染による感染拡大が見られないことから、引き続き3密回避やソーシャルディスタンシングの徹底、あるいは首都圏、大都市圏ですね、などは患者の発生がまだかなり高いところへの往来の自粛に努めた上で、休業要請を解除するなどの緊急事態措置の緩和については見直しというふうに判断しております。

また、緊急事態措置の緩和にあたっては、検査体制の更なる充実、それから病院、病床の 更なる確保や軽症者などの宿泊療養施設の確保など、医療提供体制の整備を推進する必要が あると思われます。

また、社会生活、経済活動の維持も重要でございますので、今後も感染者発生が継続するには、例えば、今、秋田、岩手、北東北3県が非常に患者の発生が少ない状況が続いておりますので、東北、北東北3県内の移動制限の見直しなど、段階的に緊急事態措置の緩和をしていく必要があると思われます。

以上でございます。

#### ○坂本危機管理局次長

ありがとうございました。

続いて、教育活動再開等につきまして、教育部長から説明がございます。

### 〇和嶋教育部長

右肩に教育委員会とあるペーパーで御説明いたします。

県立学校の一斉臨時休業後の教育活動の実施ということにつきまして、まず、教育活動の 再開に向けた対応でございます。臨時休業後の5月7日からの学校再開に向けた準備としま して、4月30日付けで、各県立学校長あてに県立学校の一斉臨時休業後における教育活動 の実施について通知して、以下のとおり対応しているところでございます。

まず、学校における感染症対策及び児童生徒に対する感染防止に係る指導の徹底を図ること。県立学校における臨時休業の実施及び教育活動再開の考え方について教職員間で共通理解を図ること。そして、児童生徒及びその保護者に対しても、県立学校における臨時休業の

実施及び教育活動再開の考え方及び学校における新型コロナウイルス感染症防止対策に関する具体的な取組内容について文書を配布するなど、丁寧に説明をしているところでございます。

教育活動の再開でございますが、県立学校につきましては、休業期間終了後の5月7日から教育活動を再開することといたします。5月7日の再開日におきましては、改めて児童生徒に対して校長から放送で呼び掛けを行うなどの方法によりまして、児童生徒の不安の解消に努めることといたします。

再開後でございますが、県立学校の児童生徒、教職員に感染者が発生した場合や県内で感染者が増えた場合等におきましては、当該感染者の症状の有無、地域における感染拡大の状況等を総合的に考慮しまして、健康福祉部と十分に相談し、対応を検討することといたします。

なお、公立の小中学校の対応につきましては、各市町村の教育委員会が地域の実情等を踏まえて判断することになりますが、県教育委員会では、4月30日付けの通知を参考としてお知らせするとともに、各市町村からの相談に対して適切な助言に努めることとしております。

以上でございます。

# 〇坂本危機管理局次長

続きまして、協力金に関する相談状況等につきましては、商工労働部長から説明がございます。

#### ○相馬商工労働部長

それでは、商工労働部の方から、協力金の相談状況ということで資料を1枚提出させていただいております。

4月24日に県から休業要請、4月29日から5月6日までの休業要請等を発表したことを受けまして、休業等に御協力いただいた中小企業者に対し協力金を支給することとして、4月26日に庁内に電話相談窓口を設置しております。

相談体制として、土日を含む、毎日朝9時から夕方5時まで、電話15回線で当部の職員が交代で対応しておりまして、現在も継続しております。

2番で電話相談窓口における相談状況でございますが、これまでの相談件数は、昨日、5月4日までの9日間で4,698件となっています。初日、2日、1,000件を超えておりましたが、休業要請期間である29日を過ぎまして、徐々相談件数自体は落ち着いてきております。

主な相談内容でございますが、前半はやっぱり休業要請等の対象施設に関することが多くなっておりましたが、最近になっては、2番の申請手続に関することが中心となっております。

その他、必要となる書類に関すること等がございます。

3番として、協力金の申請、支給に関する手続でございます。

申請書の申請先ですが、各商工会議所、または青森県商工会連合会に郵送で提出していただくことをお願いしております。

この申請書でございますが、県のホームページでダウンロードできるほか、県庁の正面玄 関、それから東青地域県民局を除く各地域の県民局の受付、商工団体等に備えつけておりま す。

受付期間は5月7日、休業要請の終了日から6月12日までを予定しております。当日消 印も有効ということで、申請書を受理後、各商工団体で添付書類等を確認の上、随時支給さ せていただくこととしております。

支給は6月中旬から6月末頃を予定しております。

最後に今後の対応、相談対応でございますが、5月8日から電話相談窓口を民間コールセンターへ移行するということを予定しております。

また、協力金の支給事務、5月7日から申請を受け付けるんですが、その支給事務を円滑に進めるということで新たに県と商工団体との連絡窓口を設置する方向で調整させていただいております。

説明は以上です。

#### ○坂本危機管理局次長

ここまでの説明等につきまして、質問等、何か御発言があればお願いいたします。 よろしいでしょうか。

それでは、本部長から指示事項と県民の皆様へのメッセージをお願いいたします。

#### 〇三村本部長

まずは指示事項からであります。

先に、関係部長から報告がございましたとおり、昨日決定された政府の緊急事態宣言の期間延長や基本的対処方針の変更等を踏まえ、本県の対処方針を変更した上で緊急事態措置の内容を見直すことといたしました。

事態の長期化を見据えた継続的かつ持続可能な感染予防対策を実施していくこととし、県民の皆様方には、日常生活にソーシャルディスタンシングの考え方を取り入れた取組について御協力いただくこととしています。

各部におきましては、県の業務を進める上での感染拡大防止対策として、4月17日の本部会議で指示しました時差出勤、特定警戒都道府県への出張中止、書面会議等による代替など、7項目について引き続き実施することを指示いたします。

なお、県主催のイベント、行事等に係る考え方と開催時における対策については、緊急事態宣言の期間であります5月31日まで延長することといたします。

また、県民の皆様方に対して、感染拡大防止の取組の浸透が図られるよう、各部それぞれ の立場から施策を企画立案し実施するよう、これも指示いたします。

想定される分野としては、1つとして、日常生活における行動変容の浸透に向けたPR。 2つとして、感染防止対策の実施に向けた各種事業者に対する周知。 3つとして、都道府県を跨いだ往来抑制を図るための各種交通拠点等における取組の強化。

4つとして、特定警戒都道府県からの来県者に不要不急の外出を自粛していただくための 取組などが考えられるところであり、効果的な取組となるよう検討の上、できることから速 やかにそれぞれ実施をお願いします。

次に5月6日までの措置として実施しております、感染の恐れのある施設の使用停止の要請等に関して、事前相談窓口には、多くの相談が寄せられているところであり、運営にあたっております商工労働部等の職員の皆さんには、大変苦労されているものと思います。

7日からは、「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金」の申請受付が始まるところであります。商工団体と十分連携し、迅速な交付に努めていただくようお願いをいたします。

併せて、事業者等に対する各種支援策については、厳しい経営環境におかれた事業者の立場に立って、国の施策も含め、分かりやすく一体的に情報提供するよう努めてください。

また、先般、専決処分しました「新型コロナウイルス対応地域経済対策事業費補助金」につきましては、社会経済活動の維持との両立に向けて有効な事業構築が図られるよう、市町村からの相談等について丁寧な対応をお願いします。

更には、各職員にありましては、地域経済を足元から回すことに少しでも役立つよう、例えばでありますが、日常生活における地産地消等に配慮した消費行動など、できることに取り組んでいただくよう、これもお願いします。

去る5月1日には、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」が創設されたところであり、これらを有効に活用して、感染拡大防止をはじめ、地域経済や県民生活の支援について充実を図っていく必要がございます。

本県の実情や将来の見通しを的確に把握をし、戦略的に事業を企画立案するとともに、実施計画の策定等について遺漏のないようしっかりと取り組むことを指示します。

今般の緊急事態宣言の期間延長をはじめ、新型コロナウイルス感染症への対応は長丁場となることが見込まれております。このことも念頭におきながら、引き続き県の対処方針に則りまして、感染防止対策の強化、そして地域経済や県民生活への影響を最小限にとどめるための施策について、全職員が一丸となって全庁体制で取り組むよう指示をいたします。

以上、指示事項であります。

続いて、県民の皆様方にお話させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、医療関係者の皆様、そして介護・福祉施設等の関係者の皆様方、そして各保健所等において防疫・検査業務を実施している方々に対しましては、最前線において感染制御を行いながら、診療や業務を継続するなど、厳しい環境の中にあって、それでもなお、日夜、必死に御対応いただいているところであります。

県民を代表して改めて感謝申し上げますとともに心より応援申し上げます。

また、こうした方々を支えてくださっております御家族をはじめ、多くの皆様に対しても 御礼申し上げます。

さて、県民の皆様方には、このゴールデンウイーク期間中、不要不急の外出自粛や県境を 跨いだ往来の自粛など、感染拡大防止について御協力をいただいているところであり、心よ り感謝いたします。

首都圏・関西圏など、特定警戒都道府県にお住まいで、楽しみにしておられました帰省を 思いとどまっていただいた方々も数多くいらっしゃるかと思います。中には希望に満ちて進 学したにもかかわらず、講義もままならず不安の日々を強いられている学生の皆様方もおられるものと思います。

皆様方には、来るべき新たなスタートの時に向けて、今暫くの御辛抱をお願い申し上げます。

県では、4月29日から県内全域を対象に感染拡大に繋がる恐れのある施設について、施設の使用停止の要請といわゆる休業要請等の実施をお願いしております。

厳しい経営環境が続く中、大きな混乱もなく、かくも多くの事業者の方々に御協力をいただいていることに青森県民の皆様方の誠実さ、そしてお互いを思いやる心を改めて認識したところであり、本当に誇らしくもあり、誠にありがたく心から感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

休業の御判断にあたりましては、さぞかしお悩みになったことと存じますが、感染拡大防止の観点から、残り1日ということになりますが、引き続きの御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、7日からは、協力金の申請につきまして受付を開始いたします。支払いまでの手続について、可能な限り速やかに取り進めるよう努めて参りますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、政府対策本部におきましては、昨日、緊急事態宣言の期間を延長し、特定警戒都道府県以外の34県については、外出自粛要請等を部分的に緩和する見直しが行われたところであります。

本県におきましては、これまで26例の新型コロナウイルス感染症患者が発生しておりますが、現在のところ、地域において感染がまん延している状況にはなく、当面の封じ込めがなされている状況にございます。

また、これまでPCR検査体制の増強、感染症患者の受入病床の増床や軽症者等の宿泊療養施設の確保に取り組んできたところであり、検査体制・医療提供体制は、着実に充実が図られてきております。

一方において、新型コロナウイルスとの戦いは、長い戦となることが見込まれております。事態の長期化を見据えた継続的かつ持続可能な感染予防対策の実施が求められており、 県としては、今般の政府の基本的対処方針の変更を踏まえ、本県の緊急事態措置について見 直しを行うことといたしました。

なお、今後、市中感染の発生など、大きな状況変化がございました場合には、緊急事態措置の見直しを行うことなども含め、必要な対策は迅速に実施して参ります。

新たな緊急事態措置については、5月7日から31日までの間、全県を対象として、3つの密を避けることを基本に人ごみを避ける、人との適切な距離を保つなど、日常生活にソーシャルディスタンシングの考え方を取り入れることを中心に据えており、県民の皆様方には、次の事項について御協力をよろしくお願いしたいと思います。

まず、イベント、会議、スポーツ、夜間の会食等も含め、あらゆる場面において3つの密 を避けるようにしてください。

更に、感染リスクを低減するため、できるだけ「ゼロ密」を目指していただきたいと思います。

大勢の人が集まる場所をはじめ、3つの密が重なる場所への外出を控えるようにしていただくとともに、お出かけの際にはマスクを着用していただき、人との適切な距離を保つようにしていただきたいと思います。

営業等を行う全ての施設・店舗・事業等においては、適切な感染防止対策をとってください。

買い物、飲食や施設の利用などの際には、各施設・店舗等が実施しております感染防止の取組に御協力をお願いいたします。

お仕事については、在宅勤務、時差出勤や自転車通勤等々と、人との接触を低減する工夫をしてください。

手洗い、咳エチケットの徹底、風邪のような症状がある場合には会社等を休むなど、拡散防止に繋がる行動をとってください。

以上がソーシャルディスタンシングの取組として、特に御協力をお願いしたい事項となり ます。

なお、ソーシャルディスタンシングの推進に向けては、県民の皆様方にとって、馴染みや すいキャッフレーズというものを今後お示ししていきたいと思っております。

また、首都圏等の特定警戒都道府県との往来の自粛と、特定警戒都道府県から移動してきた方の2週間の不要不急の外出自粛と健康観察、感染が疑われる症状が出た場合の医療機関受診前の「帰国者・接触者相談センター」への連絡。これらにつきましても、引き続き御協力をお願い申し上げます。

現在、御協力をいただいております施設の使用停止の要請等、いわゆる休業要請等については、当初の予定どおり5月6日までとし延長は行いません。各事業者の皆様方におかれましては、お客様が安心して利用できるよう、更には従業員の皆様の感染リスクを減らす観点からも、先に申し上げました緊急事態措置の各項目の趣旨について御理解をいただき、営業等にあたりましては、各店舗・事業所等における適切な感染防止対策につきまして、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

県としては、新たな創設されました国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の活用を図りながら、引き続き感染拡大防止に万全を期しますとともに、地域経済や県民生活への影響を最小限に留めることができるよう、全力を尽くして参ります。

県民の皆様方、事業者の皆様方におかれましては、感染拡大防止のための行動変容について、御理解、御協力をお願い申し上げます。 以上でございます。

# 〇坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の対策本部会議を終了いたします。 どうもありがとうございました。 頑張って参りましょう。